

早稲田都市計画フォーラム会則（170716改正）

（前文）

早稲田都市計画フォーラム（以下、本会という。）は、都市計画及び地域計画の研究、研鑽、会員相互の交流を行うための組織であり、ひとりひとりの自由な意思にもとづく活動を行う組織とする。

本会のめざす都市計画及び地域計画を支える基本理念を「自治と分権」「市民からの発想」「地球で考え、地域で行動」の三点とする。

（目的）

第1条 本会は都市計画及び地域計画にかかわる研究、研鑽、会員相互の交流及びこれにかかわる組織の支援を目的とする。

（事業活動）

第2条 本会は以下の事業活動を行う。

- 1).都市計画及び地域計画にかかわる研究、研鑽、会員相互の交流及び支援。
- 2).早稲田大学における都市計画及び地域計画にかかわりのある部門に関する研究、教育の支援及び協力。
- 3).上記に関する一切の事業活動。

（会員）

第3条 本会の会員は以下とする。

- 1).フェロー
会員一名以上の推薦があり、総会でフェローとして承認され、年間所定のフェロー会費を納入した者、又は、法人会員の指名があった者。
- 2).法人会員
年間所定の法人会費を納入した者。
- 3).一般会員
年間所定の会費を納入したもの。又は、法人会員の指名があった者。
- 4).その他の会員
その他、会員規則に定める会員。

第4条 本会において、議決権を有する会員は、フェローとする。

第5条 法人会員は会員規則により、フェロー、又は会員を指名することができる。

（休会および退会）

第6条 会員の休会、退会に関しては会員規則に定める。

（総会）

第7条 総会は議決権の有する会員により毎年1回開催するものとし、会の基幹を評議し、決定する。

- 2 本条第一項に定める総会は代表幹事が招集する。
- 3 代表幹事が必要と認めた場合、臨時に総会を招集することができる。

- 第8条 総会は、議決権を有する会員の3分の1以上の出席により成立し、その議事は出席する議決権を有する会員の過半数によって決定する。
- 2 議決権を有する会員が総会を欠席する場合は、その議決権の行使を議長又は出席する議決権を有する会員に委任することができる。その場合、その会員は出席とみなす。

- 第9条 本会の運営に関し、以下については総会の議決を受けなければならない。
- 1). 役員を選任
 - 2). 各年度事業計画
 - 3). 各年度予算
 - 4). 規約の変更

(役員)

- 第10条 本会の役員は以下とする。
- 1). 代表幹事 2名以内
 - 2). 副代表幹事 3名以内
 - 3). 監事 2名以内
 - 4). 執行委員長, 副執行委員長 各1名
- 第11条 代表幹事及び監事は、議決権を有する会員から選ばなければならない。副代表幹事は一般会員から選ぶことができる。執行委員長, 副執行委員長は他の役員と兼任することができ、一般会員から選ぶことができる。
- 第12条 代表幹事は会を代表し、執行委員長は本会の運営を担当する。
- 2 代表理事が複数名いる時は代表理事としての決定は過半数をもって行う。
- 第13条 監事は、会計及び会務執行を監査し、総会で報告する。
- 第14条 役員任期は、3年以内とし、役員選任の時にそれぞれの任期を定める。

(執行委員会)

- 第15条 執行委員長は、執行委員を指名し、執行委員会を組織する。
- 2 執行委員は、委員長を含め5名以上10名以下とし、会員以外から選ぶことができる。任期は1年とする。
- 第16条 執行委員会は、別表①に定める会務を執行する。
- 第17条 執行委員長はその年度の執行会計の決算について、代表理事の承認を得なければならない。

(事務局)

- 第18条 本会には、会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 代表幹事のうち1名は事務局を監督する。
 - 3 事務局員は代表幹事が指名し、有給とすることができる。

(顧問)

第19条 本会には、代表顧問及び顧問を置くことができる。代表顧問及び顧問は総会で定める。

(資産および会計)

第20条 本会の資産は次の通りとし、その資産の管理は会計規則による。

- 1).会費
- 2).寄付金品
- 3).事業及び資産から生ずる収入
- 4).基金
- 5). その他の収入

(会計年度)

第21条 本会の会計年度内は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わるものとする。

(基金)

第22条 本会は会の目的に則した基金を受け入れることができる。

- 2 基金は、特別会計により処理する。
- 3 受け入れた基金は、原則として返還することはしない。

(解散)

第23条 本会は、議決権を有する会員の3分の2以上の同意があった場合、解散する。

(付則)

本会則は、平成13年6月1日に施行された改正規約を変更するものであり、平成29年7月16日から施行する。

[別表①] (執行委員会が担当する会務)

会務の分野	会務の内容
総務	フォーラムホームページ更新 一般会員への告知 懇談、親睦、研修会の企画・開催
セミナー	連続セミナー、プランナーズセミナー
シンポジウム	シンポジウムの企画・運営、資料の作成 シンポジウム実行委員会への参加・支援
その他	その他執行委員会が定める活動
事務	執行会計、一般会員管理、連絡、記録、 ホームページ更新等 学校側事務局連携